

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年11月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を次のように改正する。

第1条中「管理者，上下水道局職員（臨時的任用職員を除く。）」を「上下水道局の職員」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規程で職員とは，上下水道局に勤務する企業職員（臨時的任用職員を除く。）をいう。

2 この規程で所属長とは，課に置く課長，副室長，お客さまサービス推進室及び経営戦略室の庶務を担当する課長，所長（水質管理センター所長，水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。），場長並びに支所長をいう。

第3条第2項中「特に」を「管理者は，特に」に，「者には」を「者については」に改め，同条第3項中「被服の貸与を受ける者の範囲及び貸与数量」を「貸与する被服の数量及び種類」に改める。

第4条の見出し中「貸与を受けた職員」を「被貸与者」に改め，同条第1項中「職員」の右に「(以下「被貸与者」という。）」を加え，「したがって使用」を「従って被服を着用」に，「状態で使用」を「状態で着用」に改め，同条第2項中「貸与被服」を「貸与された被服」に，「洗たく」を「洗濯」に，「貸与を受けた職員」を「，被貸与者」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「次の場合には，貸与被服」を「被貸与者は，次の各号のいずれかに該当したときは，貸与された被服」に改め，同項第2号中「退職」を「離職」に改め，同項第3号を削り，同項第4号を同項第3号とし，同条第2項中「貸与被服」を「前項に規定する被服」に改める。

第6条第1項中「被服の貸与を受けた職員」を「被貸与者」に，「前条」を「前条第1項」に改め，同条第2項中「賠償の方法その他について」を「前項に規定する賠償の手続に関し必要な事項」に改め，同条第3項中「管理者が特に」を「管理者は，特に」に改め

る。

第7条の見出しを「被服の再貸与」に改め、同条第1項中「貸与被服を亡失又は」を「被貸与者は、貸与された被服を亡失し、又は」に、「使用」を「着用」に改め、同条第2項中「職員課長」を「管理者」に、「代品を貸与」を「被服を再貸与」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 再貸与に関し必要な事項は、別に定める。

別表防寒服の項中「薄紫色」を「紺色」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の京都市上下水道局被服貸与規程の規定により貸与されている被服は、当分の間、この規程による改正後の京都市上下水道局被服貸与規程の規定により貸与された被服とみなす。

(上下水道局総務部職員課)